第七条　遺伝資源に関連する伝統的な知識の取得の機会

締約国は、遺伝資源に関連する伝統的な知識であって先住民の社会及び地域社会が有するものが当該先住民の社会及び地域社会の情報に基づく事前の同意又は当該先住民の社会及び地域社会の承認及び関与を得て取得されること並びに相互に合意する条件が設定されていることを確保することを目指して、適宜、国内法令に従って措置をとる。

第八条　特別の考慮事項

締約国は、取得の機会及び利益の配分に関する自国の法令又は規則を定め、及び実施するに当たり、次のことを行う。

(a)　特に開発途上国において、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に貢献する研究を促進し、及び奨励するための条件（非商業的な目的の研究のための取得の機会について、当該研究の目的の変更に対処する必要性を考慮しつつ、簡易な措置によることとすることを含む。）を整えること。

(b)　人、動物又は植物の健康に脅威又は損害を与える現在の又は差し迫った緊急事態であると国内で又は国際的に認められた事態に妥当な考慮を払うこと。締約国は、遺伝資源の迅速な取得の機会及び当該遺伝資源の利用から生ずる利益の迅速で公正かつ衡平な配分（特に開発途上国において、治療を必要とする者が負担しやすい費用で治療を受けることができることを含む。）の必要性を考慮することができる。

(c)　食料及び農業のための遺伝資源の重要性並びにそれらが食糧安全保障に果たす特別な役割を考慮すること。

第九条　保全及び持続可能な利用への貢献

締約国は、利用者及び提供者に対し、遺伝資源の利用から生ずる利益を生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に充てるよう奨励する。

第十条　地球的規模の多数国間の利益の配分の仕組み

締約国は、遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的な知識であって、国境を越えた状況で存在するもの又は情報に基づく事前の同意を与えること若しくは得ることができないものの利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に対処するため、地球的規模の多数国間の利益の配分の仕組みの必要性及び態様について検討する。遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的な知識の利用者がこの仕組みを通じて配分する利益は、生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用を地球的規模で支援するために利用される。

第十一条　国境を越える協力

1　同一の遺伝資源が二以上の締約国の領域内の生息域内において存在する場合には、当該二以上の締約国は、この議定書を実施するため、該当するときは関係する先住民の社会及び地域社会の関与を得て、適宜、協力するよう努める。

2　複数の締約国にわたる一又は二以上の先住民の社会及び地域社会によって遺伝資源に関連する同一の伝統的な知識が共有されている場合には、当該複数の締約国は、この議定書の目的を実現するため、関係する先住民の社会及び地域社会の関与を得て、適宜、協力するよう努める。

第十二条　遺伝資源に関連する伝統的な知識

1　締約国は、この議定書に基づく義務の履行に当たり、遺伝資源に関連する伝統的な知識について、該当する場合には先住民の社会及び地域社会の慣習法、規範及び手続を国内法令に従って考慮する。

2　締約国は、関係する先住民の社会及び地域社会の効果的な参加を得て、遺伝資源に関連する伝統的な知識の潜在的な利用者に対し当該潜在的な利用者の義務（伝統的な知識の取得の機会及び当該伝統的な知識の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する措置であって、取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センターを通じて参照することができるものを含む。）を知らせるための仕組みを設ける。

3　締約国は、適当な場合には、先住民の社会及び地域社会（これらの社会に属する女性を含む。）が次のことを行うことを支援するよう努める。

(a)　遺伝資源に関連する伝統的な知識の取得の機会及び当該伝統的な知識の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する規範を定めること。

(b)　遺伝資源に関連する伝統的な知識の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を確保するための相互に合意する条件に関する最低限の要件を定めること。

(c)　遺伝資源に関連する伝統的な知識の利用から生ずる利益の配分のための契約の条項のひな型を作成すること。

4　締約国は、この議定書の実施に当たり、条約の目的に従い、先住民の社会及び地域社会の内部並びにこれらの社会の間における遺伝資源及び関連する伝統的な知識の利用慣行及び交換をできる限り制限しない。

第十三条　中央連絡先及び権限のある当局

1　締約国は、取得の機会及び利益の配分に関する自国の中央連絡先を指定する。当該中央連絡先は、次の情報を利用可能にするとともに、事務局との連絡について責任を有する。

(a)　遺伝資源の取得の機会を求める申請者に対しては、情報に基づく事前の同意を得るため及び相互に合意する条件（利益の配分を含む。）を設定するための手続に関する情報

(b)　遺伝資源に関連する伝統的な知識の取得の機会を求める申請者に対しては、可能な場合には、先住民の社会及び地域社会の情報に基づく事前の同意又は適当なときは先住民の社会及び地域社会の承認及び関与を得るため並びに相互に合意する条件（利益の配分を含む。）を設定するための手続に関する情報

(c)　自国の権限のある当局、関係する先住民の社会及び地域社会並びに関係する利害関係者に関する情報

2　締約国は、取得の機会及び利益の配分に関する一又は二以上の自国の権限のある当局を指定する。当該権限のある当局は、適用される国内の立法上、行政上又は政策上の措置に従い、取得の機会を与える責任又は該当する場合には取得のための要件が満たされていることを証明する文書を発給する責任を有し、並びに情報に基づく事前の同意を得るため及び相互に合意する条件を設定するための適用される手続及び要件について助言する責任を有する。

3　締約国は、自国の中央連絡先及び権限のある当局の双方の任務を遂行する単一の組織を指定することができる。

4　締約国は、この議定書が自国について効力を生ずる日までに、事務局に対し、自国の中央連絡先及び権限のある当局の連絡先を通報する。締約国は、二以上の権限のある当局を指定する場合には、その通報とともにこれらの当局のそれぞれの責任に関する関連情報を事務局に送付する。当該関連情報においては、該当する場合には、少なくとも、どの権限のある当局が求められている遺伝資源について責任を有しているかを特定する。締約国は、自国の中央連絡先の指定の変更又は自国の権限のある当局の連絡先若しくは責任の変更を直ちに事務局に通報する。

5　事務局は、4の規定によって受領した情報を取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センターを通じて利用可能にする。

第十四条　取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センター及び情報の共有

1　取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センターは、条約第十八条3の規定に基づく情報交換の仕組みの一部として設置する。同センターは、取得の機会及び利益の配分に関する情報の共有のための媒体としての役割を果たす。特に、同センターは、この議定書の実施に関して締約国によって利用可能とされる情報へのアクセスを提供する。

2　締約国は、秘密の情報の保護を妨げられることなく、この議定書によって必要とされている情報及びこの議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議による決定に従って必要とされる情報を取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センターに提供する。これらの情報には、次のものを含める。

(a)　取得の機会及び利益の配分に関する立法上、行政上及び政策上の措置

(b)　自国の中央連絡先及び権限のある当局に関する情報

(c)　情報に基づく事前の同意を与えるとの決定及び相互に合意する条件の設定を証明するものとして取得の機会の提供の際に発給された許可証又はこれに相当するもの